

伝統製法食品（地酒）の認証基準

1. 対象品目

『地酒』

2. 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるととする。

用語	定義
地酒	酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条に規定する酒類のうち、同法第 3 条第 2 3 号に掲げる酒類で、貯蔵性を高めるために、木灰を添加したものをいう。

3. 認証基準

(1) 原材料

原材料は、米、米麴、醸造用アルコール、醸造用糖類及び木灰とし、原則として鹿児島県内で生産されたものであること。

(2) 性状

地酒特有の香味及び色沢を有し、かつ、異味異臭のないこと。

(3) 食品添加物

調味料（アミノ酸等）及び酸味料以外の食品添加物を使用しないこと。

(4) 異物

混入していないこと。

(5) 内容量

表示容量に適合していること。

(6) 製造品質

ア 1 k l 当たり 1 k g 以上の木灰を使用すること。

イ 出荷時の p H 値が 5. 5 以上であること。

4. 一括表示

酒税の保全及び酒類業組合法等に関する法律等に基づき、次の事項を一括して表示すること。

- ① 名称及び税率の適用区分
- ② 内容量
- ③ 賞味期限
- ④ 保存方法
- ⑤ アルコール分
- ⑥ 製造業者の氏名又は名称及び住所
- ⑦ 未成年者の飲食防止に関する旨

5. その他の表示

関係法令等に基づき適正な表示をすること。